

周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営PFI導入 可能性調査業務委託における企画提案募集要領

1 趣旨

老朽化の著しい徳山西及び新南陽学校給食センターの代替施設として、（仮称）西部地区学校給食センターを整備するにあたり、効率的な施設整備と事業運営に向けて、新センターの概要や事業の進め方の検討、民間の資金や経営ノウハウの活用について調査するほか、様々な整備手法を比較検討し、最適な事業方式の選定を行う業務委託を実施するための企画提案募集について、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市立（仮称）西部地区学校給食センター整備運営PFI導入可能性調査業務委託

(2) 業務の内容

別紙1「PFI導入可能性調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成28年11月10日（木）まで

(4) 提案上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 本業務の仕様書を踏まえ、本業務を確実に円滑に履行できる体制を整備すること。
- (2) 原則として業務体制の変更は行わないこと。ただし、やむを得ない事由により変更の必要が生じた場合は、事前に本市と協議のうえ、了承を得ること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

- (7) 法人格を有する団体であって、本業務について十分な知見と遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (8) 参加表明書の提出日時時点で、「平成28・29年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録されている者であること。

4 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒745-0004 山口県周南市毛利町2丁目2番地

周南市教育委員会教育部学校給食課

電話番号 0834-22-8418

ファクス番号 0834-21-2161

電子メール ed-kyushoku@city.shunan.lg.jp

- (2) 募集要領等の交付

- ア 交付期間

平成28年6月27日（月）から同年7月6日（水）まで（直接交付による場合の交付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）

- イ 交付場所及び交付方法

上記(1)の担当部署における直接交付（無料）または市公式ホームページからのダウンロードによる。

- (3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

- ア 提出期間

平成28年7月11日（月）から同年7月15日（金）まで

- イ 提出場所

上記(1)に同じ。

- ウ 提出方法

持参（期間中の午前8時30分から午後5時15分まで）

5 質問及び回答

- (1) 質問を行う場合の提出書類

質問書（様式第1号）

- (2) 質問書の提出期限

平成28年7月6日（水）17時【必着】

- (3) 提出方法

持参、電子メール又はファクスにより、上記4(1)に提出すること。（電子メール及びファクスの場合、必ず電話で到着を確認すること。電話又は口頭による質疑には応じない。）

- (4) 回答方法

随時、質問者に対して電子メールで回答するとともに、市公式ホームページに掲載する。

6 応募書類

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号） 1部
- イ 企画提案書（任意様式） 10部（正本1部、副本9部）
- ウ 見積書（任意様式） 1部

(2) 企画提案書及び見積書の作成方法

別紙2「PFI導入可能性調査業務委託の企画提案書等作成要領」を参照

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、周南市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 審査方法等

(1) 審査の内容

選定委員会事務局は、上記6(1)の企画提案書等を提出した全ての提案者の参加資格を参加資格審査申請書等により確認する。なお、資格不備の場合は失格とする。選定委員会は、参加資格要件を満たす提案者に対して、書類審査、提案プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容の全てについて総合的に判断のうえ、委託候補者を決定する。

ア 日時

平成28年7月27日（水）午後1時半以降

（注）会場及び時刻は、別途電子メールにより通知する。

イ 説明時間

40分（説明25分、質疑15分）以内

ウ 審査結果通知

平成28年7月29日（金）

審査結果は、提案者全てに書面で通知する。

エ その他

- (ア) プレゼンテーションは、資料や発言等で提案者が特定できないように配慮し、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章・図・表・画像・スケッチ等）を基に項目順に説明すること。また、当該内容の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。なお、提案の説明に要するパソコン等の機材は提案者で用意すること。ただし、プロジェクター・スクリーンは、本市で用意する。

(1) 追加提案や追加資料の配付は認めない。

(2) 評価基準

別紙 3 「委託候補者の選定に係る評価基準」のとおり

(3) 審査結果の公表

委託候補者の選定結果については、審査経過や個別順位（得点等を含む）は公表しない。

8 委託契約に関する基本的事項

(1) 提出された提案書を基本として委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は、本市の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、業務委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

なお、協議が整わなかった場合には、次順位の者と協議を行う。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 委託料の支払い

原則として精算払とする。